

## 特別養護老人ホーム喜久寿苑 事故発生防止のための指針

### 指 針

#### 1 基本方針

社会福祉法人千代田会は、リスクマネジメントの重要性を認識し、法人経営及び利用者並びに職員の「安全・安心」を確保するため、自主的なルール及び体制を確立し、リスクに関わる法令その他関係法令を遵守するとともに、危険や事故に対して可能な限り予測し、適切に予防し、可能な限り結果発生を回避し、迅速に対応し、また処理して被害や損害を最小限に押さえるよう努める。

#### 2 特別養護老人ホーム喜久寿苑 事故防止検討委員会

基本方針に基づき、ヒヤリハットを含む介護事故及び苦情などのリスク全般に関して、発生の予防や事後処理・再発防止が適切に行われているか監視する。

#### 3 委員会の構成員 施設長、介護主任（副主任）、看護師、介護支援専門員とする。

#### 4 委員会の開催 毎月 1 回定期開催する。また、必要時は随時開催する。

#### 5 職員研修 基本方針を確実なものとし、安全管理を徹底するために、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生防止のための研修を実施する。

#### 6 介護事故発生時の対応 介護事故発生時は、直ちに必要に応じ看護課に報告（夜間は当日夜勤の職員複数で確認、またオンコール看護職員への相談も加え）怪我の有無や程度を確認し、必要に応じて処置や受診・救急搬送等を行う。併せて、支援課（夜間はオンコール担当者）に連絡し、連携して状況状態説明をご家族、必要に応じて行政に速やかに行う。

#### 7 アクシデント（事故）報告及びインシデント（ヒヤリハット）報告の周知・予防・改善の起こった事象を現場検証し、予防策（再発防止策を含む）をその日のうちに記録し、周知を行う。その後、フロア及び事務所回覧をし、必要に応じて予防策の修正を行い、施設長に報告する。リスクマネジメント委員会では、一連の活動が適切かつ円滑に行われているか監視し、検討を行う。なお、有効かつ必要と判断した予防策は、ケアプランでの個別ケア或いはマニュアルなどの基準改正として継続的に実施し、事故の発生予防に努める。

#### 8 損害賠償 介護事故等により、賠償すべき事態となった場合は速やかに賠償を行う